

# 所得税の確定申告・町県民税の申告 フローチャート

町県民税申告  
(所得税の関係しない人)

① 給与所得・年金収入などの雑所得  
② 一時所得・配当所得・退職所得

事業所得(外交員なども含む)・不動産所得・農業所得  
※いずれも白色申告の場合

土地・建物・株式・ゴルフ場  
会員権などの譲渡所得

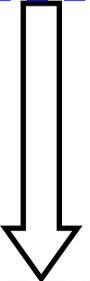
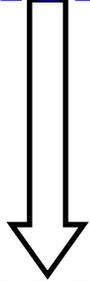
① 先物取引  
② 青色申告  
③ 町の申告会場で受付できないと判断した申告内容

新規の住宅借入金等特別控除  
(住宅ローン控除1年目)

収支内訳書は完成済みですか？



はい



**町の申告会場へ**  
 ※町県民税の申告以外は多治見税務署でも受付します。  
 ※ご自宅などのパソコンで、電子申告などにより申告できます。

**多治見税務署の申告会場へ** (多治見市白山町1-209)  
 ※町の申告会場では受付ができません。  
 ※ご自宅などのパソコンで、電子申告などにより申告できます。  
 ※消費税の申告は、税務署でおこなってください。

いいえ